

○原動機の放出量確認等業務要領 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>原動機の放出量確認等業務要領 附属書 (1)  <b>附属書 (1) 原動機の放出量確認等</b></p> <p>2. 原動機の放出量確認                  2.2 放出量確認の概要                  2.2.2 原動機の放出量確認等</p> <p>1) 原動機の放出量確認は、2.4に規定する試験台におけるNOx計測試験及びパラメータ・チェックに相当する部品確認を行う。なお、NOx削減装置がEIAPP 認証に含まれている場合、NOx削減装置は原動機の一部として扱われ、原動機取扱手引書に記載されなければならない。技術的及び実践的な理由により一体的な試験が適当でないとき、主管庁が認める場合を除き、原動機はNOx削減装置を取り付けた状態で予備認証試験を受けなければならない。NOx削減装置として選択触媒還元(SCR)システムを使用する原動機の放出量確認を行う場合は別紙10 (MEPC. 291 (71))に従う。</p> <p>2)～3) (略)</p>	<p>原動機の放出量確認等業務要領 附属書 (1)  <b>附属書 (1) 原動機の放出量確認等</b></p> <p>2. 原動機の放出量確認                  2.2 放出量確認の概要                  2.2.2 原動機の放出量確認等</p> <p>1) 原動機の放出量確認は、2.4に規定する試験台におけるNOx計測試験及びパラメータ・チェックに相当する部品確認を行う。なお、NOx削減装置がEIAPP 認証に含まれている場合、NOx削減装置は原動機の一部として扱われ、原動機取扱手引書に記載されなければならない。技術的及び実践的な理由により一体的な試験が適当でないとき、主管庁が認める場合を除き、原動機はNOx削減装置を取り付けた状態で予備認証試験を受けなければならない。NOx削減装置として選択触媒還元(SCR)システムを使用する原動機の放出量確認を行う場合は別紙10 (MEPC. 198 (62))に従う。</p> <p>2)～3) (略)</p>	<p>ガイドラインが新しくなったため、別紙10を差し換える。(別添1)</p>



改正後	現行	備考
<p>III 手引書承認等の方法関係</p> <p>手引書承認及び指標確認については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>1. 手引書の承認</p> <p>(1) 記載事項が技術基準省令第 47 条の規定に適合していることを確認すること。記載事項の確認にあたっては、検査心得 I 47.0(d)表中、留意事項欄に記載された事項について適切に手引書に記載されていることを確認するとともに、検査心得 I 附属書 [19] の手引書の記載例付録 I～VII を参照すること。</p> <p>(2) 確認の結果、記載事項が技術基準省令第 47 条の規定に適合していると認められる場合は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ) 当該手引書の表紙に「検査済みである」旨記載した上で、船舶所有者に返付すること。(記載の事務処理については、事務取扱要領関係第 1 部 5 章を参照すること。)</p> <p>(ロ) 技術基準省令第 47 条第 5 号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法について当該手引書の確認を行った場合には、船舶所有者に対し燃料油消費実績収集方法等確認書を交付すること。(記載の事務処理については、<u>事務取扱要領関係第 1 部 6 章を参照すること。</u>)</p> <p>(ハ) 船級船にあつては、船級協会がこれを行う。</p> <p>2. (略)</p>	<p>III 手引書承認等の方法関係</p> <p>手引書承認及び指標確認にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>1. 手引書の承認</p> <p>(1) 記載事項が技術基準省令第 47 条の規定に適合していることを確認すること。記載事項の確認にあたっては、検査心得 I 47.0(d)表中、留意事項欄に記載された事項について適切に手引書に記載されていることを確認するとともに、検査心得 I 附属書 [19] の手引書の記載例付録 I～VII を参照すること。</p> <p>(2) 確認の結果、記載事項が技術基準省令第 47 条の規定に適合していると認められる場合は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ) 当該手引書の表紙に「検査済みである」旨記載した上で、船舶所有者に返付すること。(記載の事務処理については、事務取扱要領関係 5 章を参照すること。)</p> <p>(新設)</p> <p>(ロ) 船級船にあつては、船級協会がこれを行う。</p> <p>2. (略)</p>	
<p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>第 1 部 二酸化炭素放出抑制航行手引書承認等 6 章 燃料油消費実績収集方法等確認書の記載 【共通事項】 ・燃料油消費実績収集方法等確認書は、事務取扱要領関係第 5 号様式を使</p>	<p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>第 1 部 二酸化炭素放出抑制航行手引書承認等 6 章 燃料油消費実績収集方法等確認書の記載 本章については、燃料油消費実績収集方法等確認書 (Confirmation of Compliance) の様式が決定され次第、本通達を改正し当該確認書に係る事</p>	

用し、ワープロにより作成すること。

・誤記の場合は、訂正等を行わずに、新たな用紙に記載し直すこと。ただし、他の管海官庁で交付した燃料油消費実績収集方法等確認書に誤記を認められた場合は、これを交付した地方運輸局へ連絡のうえ検査事務取扱要領 1.5.1(2)の例により訂正すること。

【燃料油消費実績収集方法等確認書】

1. 「番号 第 号」欄(以下「交付番号」という。)については、IEE 証書の交付番号と同じ番号を記載すること。IEE 証書を交付した地方運輸局と異なる地方運輸局において燃料油消費実績収集方法等確認書を交付する場合は、IEE 証書を交付した地方運輸局の略名を番号の欄の前に記載すること。) なお、各地方運輸局の略称は検査心得 II33.1(b)の表に掲げるとおりとする。

2. 「船名」欄については、申請書に記載される船名を和英併記で記載すること。記載は、検査事務取扱要領 1.5.1(3)によること。

3. 「船舶番号又は信号符字」欄については、海洋汚染等防止証書の「船舶番号」欄に記載されたものを記載すること。

4. 「国際海事機関船舶識別番号」欄については、申請書備考欄に記載された国際海事機関船舶識別番号の前に IMO と付けたものを記載すること。なお、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約上、国際海事機関船舶識別番号が付されることのない船舶については、本欄を記入することを要しないが、当該船舶が国際海事機関船舶識別番号を有している場合は、その番号を記載すること。

※ 「国際海事機関船舶識別番号」欄が付けられることのない船舶については、検査事務取扱要領 1.5.1(6)を参照すること。

務取扱を規定する予定。

※その決定までの間に 1 章 7. の確認を行った場合には当該確認書を交付せず、その決定を受けて本通達が改正され次第交付することとする。

5. 「船舶籍港」欄については、和英併記により記載すること。この場合において、船舶籍港を有しない船舶(定係港の船舶)にあつては、記載を要しない。記載は、検査事務取扱要領 1.5.1(3)によること。

6. 「総トン数」欄については、海洋汚染等防止証書に記載の「総トン数」欄に記載されたものを記載すること。

7. 「二酸化炭素放出抑制航行手引書第2部の改訂日」(該当する場合)欄については、初めて燃料油消費実績収集方法等確認書の交付を受ける船舶の場合には、記載を要しない。

既に燃料油消費実績収集方法等確認書の交付を受けているものについて、1章 7 の申請により、技術基準省令第 47 条第 5 号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法の変更の確認を行った場合には、同欄へ当該確認を行った日付を記載すること。

8. 「(証書の発給の場所)(発給の日)」の各欄は、次の例により記載すること。

[例] 関東運輸局で交付した場合  
横浜において発給した。

Issued at Yokohama.

(注) 下線部には、地方運輸局所在地名を記載すること。

関東運輸局東京運輸支局の場合 東京  
Tokyo.

近畿運輸局の場合 大阪  
Osaka.

九州運輸局熊本運輸支局の場合 熊本県三角  
Misumi, Kumamoto Prefecture.

【例】 2021年1月4日に交付した場合

2021年1月4日

4 January 2021

9. 「地方運輸局長(印章)」の欄には、次の例により記載し、「(印章)」は条約証書に使用する公の印章を使用すること。

【例】 関東運輸局において交付した場合

関東運輸局長 甲野一郎 (印章)

10. COUNTERSIGNED: の欄には、首席海事技術専門官(船舶検査官)又は最上位級の海事技術専門官(船舶検査官)(首席海事技術専門官(船舶検査官)のいない官署に限る。)が署名し、次の例により記載すること。なお、首席海事技術専門官(船舶検査官)又は最上位級の海事技術専門官(船舶検査官)(首席海事技術専門官(船舶検査官)のいない官署に限る。)が不在等の理由により署名できない場合には、代理者が署名すること。(船舶検査関係事務取扱要領 2.2.4(3)を参照)

【例】

COUNTERSIGNED:

-----Signature-----

Principal Ship Inspector

Kanto District Transport Bureau,

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism,

Government of Japan

【燃料油消費実績収集方法等確認書の再交付又は書換え】

1. 再交付又は書換えをした燃料油消費実績収集方法等確認書の番号の欄には、原確認書の番号を記載すること。原確認書を交付した地方運輸局と異なる地方運輸局において再交付又は書換えを行う場合は、原確認

書を交付した運輸局の略名を番号の欄の前に記載すること。

例) 近畿運輸局和歌山運輸支局勝浦海事事務所で交付した確認書(交付番号第10号)を中国運輸局で再交付した場合

番号 第 号

Katsuura No.10

2. 別紙に次の例により裏書きすること。

例1) 滅失による再交付の場合

(2018年8月30日関東運輸局で交付した確認書を2019年12月5日近畿運輸局で再交付した場合)

本確認書の原確認書は、2018年8月30日横浜で交付された。

本確認書は、原確認書紛失のため大阪で再交付された。

Reissued

This Confirmation is reissued because of loss of the original Confirmation issued at Yokohama on 30 August 2018.

Place: Osaka

Date: 5 December 2019

近畿運輸局長 大阪太郎 印章

COUNTERSIGNED: -----(Signature)-----

Principal Ship Inspector Jiro Settsu

Kinki District Transport Bureau,

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism,

Government of Japan

例2) 船名の変更による書換えの場合

(2018年8月20日関東運輸局で交付した確認書を2022年11月15日中国運輸局尾道海事事務所で書き換えた場合)

Rewritten

<p>The original Confirmation was issued at <u>Yokohama on 20 August 2018.</u></p> <p>This Confirmation is rewritten because the <u>name of ship has been changed.</u></p> <p>Place: <u>Onomichi</u></p> <p>Date: <u>15 November 2022</u></p> <p><u>中国運輸局尾道海事事務所長 甲野一郎 (印章)</u></p> <p>COUNTERSIGNED: <u>----- (Signature) -----</u></p> <p><u>Principal Ship Inspector (Jiro Otsuno)</u></p> <p><u>Onomichi Maritime Office, Chugoku District Transport Bureau,</u> <u>Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism,</u> <u>Government of Japan</u></p> <p><b>第2部 燃料油消費実績報告書の確認</b> <b>0章 帳簿</b></p> <p>地方運輸局は事務取扱要領関係第6号様式「燃料油消費実績報告受付・処理簿」(以下「報告受付・処理簿」という。)を備え、事務処理を行った時に必要事項を適宜記載することとする。当該記載にあたっては、2章(申請書受付時)及び7章(証書等交付時)を参照すること。</p>	
<p><b>様式</b> (略)</p> <p>第4号様式 二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書</p> <p>第5号様式 燃料油消費実績収集方法等確認書</p> <p>第6号様式 燃料油消費実績報告受付・処理簿</p> <p><b>記入例</b> (略)</p> <p>国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 燃料油消費実績収集方法等確認書 燃料油消費実績報告受付・処理簿 (略)</p>	<p><b>第2部 燃料油消費実績報告書の確認</b> <b>0章 帳簿</b></p> <p>地方運輸局は事務取扱要領関係第5号様式「燃料油消費実績報告受付・処理簿」(以下「報告受付・処理簿」という。)を備え、事務処理を行った時に必要事項を適宜記載することとする。当該記載にあたっては、2章(申請書受付時)及び7章(証書等交付時)を参照すること。</p> <p><b>様式</b> (略)</p> <p>第4号様式 二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書 (新設)</p> <p>第5号様式 燃料油消費実績報告受付・処理簿</p> <p><b>記入例</b> (略)</p> <p>国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (新設)</p> <p>燃料油消費実績報告受付・処理簿 (略)</p>
	<p>別添2</p> <p>別添3</p>



○海洋汚染等防止法検査心得 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第13章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標(二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0(a)～(d) (略)</p> <p><u>(e) 技術基準省令第47条第5号の記載事項について確認を受け、燃料油消費実績収集方法等確認書の交付を受けた者は、当該確認に係る船舶内に、当該確認書を備え置くこと。</u></p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第13章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標(二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0(a)～(d) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	

